

公法上の法律関係について

鈴木庸夫

1. はじめに
2. オットー・マイヤーの単一理論
3. カウフマンの請求権理論
4. マイヤー以後の単一理論
5. カウフマン以後の請求権理論
6. 総括と展望

1. はじめに

公法上の法律関係については、従来公法私法の区別の問題として論じられてきた。しかし、そこではその前提とする法律関係の概念自体が十分に検討されることなく使用されてきたために不必要な混乱があった。⁽¹⁾ 本稿ではこうした認識から、マイヤーシュレーの基礎的概念としての法律関係の単一理論(Einheitstheorie)とカウフマンシュレーの請求権理論(Anspruchstheorie)の角逐を整理し併わせて現代行政法への展望を試みる。

2. オットー・マイヤーの単一理論

周知のようにマイヤー公法理論の特色は公法私法の峻別論にある。しかし、こうした峻別論の基礎には「法制度(Rechtsinstitute)は全体を不断の反覆の存在する数多の単一物となす」といった公法制度の一体性の観念がある。彼によれば、「憲法の内部で、また法規(Rechtssatz)や行政行為の種々の使用に⁽²⁾応じて、さらにまた一般的な、一定の同質の公権力の現象の形式が生じる。⁽³⁾」

(傍点=筆者) こうして公法制度は公権力の現象する形式であり、従って公法関係は包括的に単一の性質をもつものとなる。もっとも彼の云う公権力とは狭

い支配服従形式ではなく、公所有権や営造物等にみられるような広い意味での公権力であることに注意する必要がある。⁽⁴⁾ いずれにしても、マイヤーの公法関係論は個別的な法律関係（例えば損失補償請求権自体）ではなく、これらの個別法律関係の発生する包括的な法律関係（カウフマンのいう本源的関係 ⁽⁵⁾ *ursprungsverhältnis*）で捉え、ここから派生する個別的法律関係を公法制度の単一性により公法的なものと規定するものであった。こうした理論に基づき ⁽⁶⁾ 彼は四つのテーゼを立てる。すなわち、

(ア) アナロジーの方法で民法規定を接近させ、公法を修正補充しようとすることは許されない。

(イ) 公法私法の一般法は存在しない。

(ウ) 直接民法的効果をもつ公法制度は存在しない。

(エ) 公法私法の混合的法制度は存在しない。

しかし、こうしたテーゼはまず公法における民法のアナロジーないし、一般法の存在の承認によって、また公法による私法的効果の賦与（私法形成的行政行為にみられる他、土地収用や滞納処分等の効果）という点から崩れることとなる。さらに彼の公敵たる警察国の思想としての *Fiskus* の機能の減少により国家人格はもはや分裂することはないとする、混合関係の否定の論拠は「公法の私法への逃避現象」⁽⁷⁾ という歴史の実証からも駆逐されていくことになる。

マイヤーの峻別論は以上述べたように、公法制度は一体であるという基礎的観念を前提にしている。公権力主体が関与する法律関係は国庫を除けばすべて公の所有権や公の地役権、公法上の損害賠償等すべて公法上の法律関係となってしまうわけである。しかし、公法関係の特質が法律上の支配服従関係であるなら何故に、個々の公法規範によって規定された以上に公法関係として把握しなければならないかあきらかではない。そしてここにこそわれわれはマイヤーのイデオロギーをみることが出来る。

マイヤーの峻別論は「公権力に服する臣民」を前提にし、公権力主体の無限定な法的優越性を基礎にこれを法律関係の単一性に組み込んだものである。ここでは、したがって公権力の赤裸々な権力性の徴表が公法関係を決定するモメ

ントとなるのであり、決して法律上の優越性ではありえなかったのである。こうした点で、彼の論理は内在的矛盾を抱えていたものであった。⁽⁸⁾ また、マイヤー自身利益説を批判するにもかかわらず、彼の峻別論の基礎には公権力＝公益による公法関係の把握という利益説の強い影響が指摘されるのである。⁽⁹⁾ いずれにせよ、マイヤーの公法関係の単一的性格の理論は内在的にもまた外的要因によっても維持しえぬテーゼであったと云わなければならない。

3. カウフマンの請求権理論

カウフマンによれば「法律関係の概念は一義的ではなく、個々の権利である狭義の法律関係と個々の請求権や権利の生じる広義の法律関係、すなわち権利の淵源である本源的関係とは区別されなければならない。」⁽¹⁰⁾ そして個別的法律関係の場で「公権力は個々の場合。高権（Hoheitsrecht）の直接的な目的の遂行のために特別の関係を行政庁と一定の人との間に形成するときに限ってのみ現われる。」

法律関係についての個別的法律関係と本源的な法律関係の峻別、これがカウフマンの基礎的範疇である。彼によれば、公法関係とは個別的法律関係において国家に特権を、すなわち明示的に官憲の侵害権を与える特別法（Sonderrecht）が存在する場合であり、その他行政主体に特権が欠けている場合はただ私法的請求権（Privatrechtsanspruch）が存在するだけである。こうして、個別的法律関係における個々の請求権による公法私法の区別という請求権理論が導かれる。すなわち、公法私法の区別の対象は本源的関係ではなく、個別的法律関係＝請求権である。

以上のような考え方からすれば、カウフマンにとって本源的関係については公法私法の混合的法律関係の存在は当然であり、また、これをドイツ法の特質であるとしても⁽¹²⁾ いる。それはまた、「私法と公法は豊富な多くの種類の接点（Berührungspunkte）を持っている。一定の関係は混合的性質をもつものであり、異なった側面をもち、こうした関係の一部は一方の法制度に、また一部は他方の法制度に属することができる。限界領域は個別的に観察される素材の

十分な吟味によってのみ調査さるべきである。」とした BGB. Motive の語るところでもあった。⁽¹²⁾

4. マイヤー以後の単一理論

マイヤーの単一理論は公法私法の峻別論を基礎とするものであったが、後、マイヤーシュールに受継がれた単一理論は必ずしもマイヤーと同一のものではなかった。それは民法のアナロジー、法の一般部分の承認、民法上の効果をもつ行政行為の肯定という点に象徴的に現われるところであった。したがってマイヤーシュールに維持された単一理論は混合的法律関係の否定という命題に向けられたものであった。ワイマール憲法下を通じて単一理論を主張したものに、フライナー⁽¹³⁾、アペルト⁽¹⁴⁾、ハッチェク⁽¹⁵⁾、W・イエリネクを挙げることができる。ここでは単一理論をより整序した W・イエリネクについて考察してみよう。

W・イエリネクに依れば、まず、構成要件 (Tatbestand) として行政行為を行うことすべてが公法に属する。すなわち行政行為＝公法である。次に「行政行為によって行われるべき、もしくは行いうるすべての法律関係が本来的に公法とみなされることによって行政行為との関連が整序される。」⁽¹⁶⁾ ここでは、行政行為によって形成された法律関係と行政行為自体との関係が公法関係の一つのメルクマールとなる。しかし、行政行為によって形成された法律関係はすべてが公法関係となるものではない。行政行為によって私法関係が形成されることもあるからである。⁽¹⁷⁾ それでは、行政行為によって形成されるということの他にいかなるものが公法関係のメルクマールとなるのであろうか。彼によれば、公法関係は本来の公法関係 (ursprünglich-öffentliches Rechtsverhältnis) と伝来的公法関係 (abgeleitet-öffentliches Rechtsverhältnis) に区分される。本来の公法関係とは行政行為を内容とする法律関係である。伝来的公法関係とは単一性 (Einheitlichkeit) もしくは転換 (umkehrung) もしくは清算 (abwicklung) ⁽¹⁸⁾ によって本来の公法関係と関連づけられたものである。すなわち単一性とは法律関係の一部が本来の公法関係であるときは、この関係から法律

関係の全部分で公法関係となる場合である。例えば租税義務の財産的執行の際の税務官庁の詐害行為取消は公法的請求権に随伴するものであるから公法的性質を帯びるがごときである。また、転換とは公義務の履行後の填補に関するものである。租税義務の履行後に課税処分⁽¹⁹⁾の違法が確定した場合の填補賠償請求は課税処分の自力執行性に基づく公法関係の結果であるから公法上のものとする場合である。さらに清算とは扶助団体 (Fürsorgeverband) と要扶養者との関係は、扶助団体が、扶養を、監督庁によって義務づけられており、したがって行政行為による強制にさらされており、これを公法関係とするような場合である。

以上述べたように、W・イエリネクにおける公法関係は本来的公法関係と、行政行為によって関連づけられた伝来的公法関係の二つの部分から構成されている。マイヤーが法制度の一体性を強調して公法私法の峻別性を基礎づけたのに対し、イエリネクは行政行為を媒介項として公法関係を把えるのであり、この点でマイヤー単一理論との相違を認めることができる。

しかして、イエリネクの論理には積極、消極の両面が指摘できよう。まず、行政行為を本来的公法関係と把え、これと伝来的公法関係を区別したことは、カウフマンの言う個別的⁽²⁰⁾法律関係と包括的本源的関係を区別したものであり、積極的に評価できる。問題は伝来的公法関係についてである。行政行為によって形成されると、その法律関係は何故に公法関係となるのか。彼がそのメルクマルとする単一性、転換、清算もこうした疑問に答えうるものではない。たしかに、行政行為が何らかの形式で法律関係の発生、変動、消滅に関与していることは通常の私法関係では考えられないことである。しかし、再三述べるように、行政行為とこれによって形成された法律関係とは別の性質のものである。イエリネクの伝来的公法関係論は、結局、マイヤーと同様、利益説によってしか説明出来まい。モリトールが彼を取り上げて、彼の単一理論が古い利益説の無意識的な影響をみることが出来る、と指摘しているのもけだし正当である。イエリネクが個別的⁽²¹⁾法律関係と包括的本源的⁽²¹⁾法律関係を区別しながら、なお伝来的公法関係を主張している点に我々は彼の理論の限界を知ることが出来

るのである。

5. カウフマン以後の請求権理論

カウフマンによって主張された個別法律関係と包括的本源的法律関係の区別は以後モリトールにより新たな視角から位置づけられることになる。

モリトールによれば、公法私法の区別をその *stoffgebiete* に求めること、すなわち法領域による区別はすべて失敗する。それはすでに O・V・ギールケによる包括的な債務関係と個別的請求権の区別によって明らかにされるべきところであった。そして請求権理論は歴史の進むべき方向であり、公法私法の区別は「法思想の増大化する洗練により法領域から特に請求権(anspruch)⁽²²⁾に移行」すべきものであった。

モリトールは、法律関係は包括的な *Rechtsverhältnis* と *Rechtsbeziehung* に区別され、*Rechtsverhältnis* とは *Rechtsbeziehung* を生み出す母胎である。*Rechtsbeziehung* は個別的請求権に対応するものであり、*Rechtsverhältnis* とは包括的な *organismus* である。したがって、法領域=*Rechtsverhältnis* の内部では数多くの公法私法の混合領域が存在して、これによって公法私法を区別するのは不可能であるのに対し、請求権=*Rechtsbeziehung* による区別は、最も基礎的要素に着目したもので、ここではただ公法か私法かの区別が存在する。これはカウフマンの個別法律関係と包括的本源的法律関係の区別に対応するものである。こうした請求権理論からモリトールは「請求権の成立および法的根拠は請求権の法的性質にとって重要なものであってはならない。(belanglos bleiben müssen)⁽²³⁾」というテーゼを導く。すなわち、創設行為とこれによって形成された法律関係は全く別個の法的性質のものであるという議論である。

さらに、彼によれば、法律関係はいかなる種類のものでも公法私法の混合的法律関係であり、これは個別法律関係についても云いうることである。同一の法律関係はいつでも公法的側面と私法的側面を有し、各々、公法的請求権、私法的請求権が発生する。例えば私法上の労働関係から公法上の社会保障請求

権が生じる場合などである。こうして同一の法律関係において両請求権が競合するが私法的請求権は第二次的機能しか営まないとされる。⁽²⁴⁾

以上のようなモリトールの主張をまとめれば、

(ア) 公法私法の区別は請求権に求められなければならない。

(イ) 創設行為（行政行為の形成機能）はこれによって形成された法律関係とは無関係であること。

(ウ) 法律関係はすべて公法私法の混合的法律関係である。

以上のテーゼのうち、(ア)(イ)の主張はカウフマンの主張と同旨であるが、(イ)の創設行為と形成された法律関係の峻別論は請求権理論の中核とも言うべきで後に考察するように高い意義を与えられてよいと思われる。これに対し、(ウ)の混合的法律関係論は、ここである法律関係が包括的本源的法律関係についてであれば正当であることは前に指摘したところである。しかし、これが個別的法律関係についてまで敷衍されるのは疑問である。たしかに同一の法律関係は全く別の法律関係を形成させることがある。しかし、それらは同一の法律関係の異なった側面ではなく、一つの法律関係が全く別の法律関係の形成のための構成要件要素であるためである。私法的な労働関係が公法上の社会保障関係と関連するのは、社会保障関係が私法上の労働関係を構成要素とするからであって、逆に公法上の社会保障関係から私法上の労働関係を形成することは出来ない。したがって個別的法律関係はこの点で単一的性格である。⁽²⁵⁾ E・ヴォルフが法律関係を個別的法律関係を前提としてみる限り、モリトールの見解に反して法律効果から当該法律関係を決定することは決して循環論法ではないとしたことは正当である。請求権理論も個別的法律関係には妥当しないし、また混合的法律関係も存在しない。

6. 総括と展望

総 括

法律関係をいかに関するか。これが単一理論と請求権理論の議論の分れ目であった。一般に法律関係の意義については、二つの説が対立している。例えば

(26)
ラレンツは法律関係とは請求権及び他の個別的関係 (Einzelbeziehung) を一部として包括し、したがって全体と同一の性質のものであるとしている。これはほぼ単一理論の基礎となった法律関係の観念である。これに対し、支配的見解は個別法律関係であり、本源的関係とは区別された意味で使用されている。法律関係の単一性はこの意味である。したがって支配的見解によれば、請求権理論の優勝性が帰結されることになる。

ところで以上の問題について我国の行政法学はいかなる対応を示しているであろうか。通説は公法関係を権力関係と管理関係に二分している。権力関係とは法律関係の形成実現の過程において、行政権の意思の優越性を認めている場合である。⁽²⁸⁾ ここにいう法律関係とはその「形成実現の過程」に行政主体の意思の優越性があらわれる法律関係であるからいままで述べてきた包括的本源的関係の意味で用いられていると思われる。これは租税賦課処分に基づく不当利得についても当然に公法上の権力関係と解されるところからもあきらかである。しかし、そうだとすると、通説の立論の基礎では行政行為とこれによって形成される法律関係の区別がなされていないと云わなければならない。法が行政主体に対して意思の優越性を認めているのは行政行為という形式を通してであり、また行政行為の発動ということに優越性は限定されている。公法上の法律関係とはここでは行政行為を内容とする狭義の、したがって個別法律関係である。この場面ではたしかに権力関係は少なくとも行政主体が一方的に行うという意味で優越的な支配服従関係である。しかし、行政行為の前提とされる法律関係や行政行為によって形成された法律関係、また行政行為の効果の帰属する法律関係は決して権力関係ではないし、さらに云えば公法関係ではない。これらの法律関係は行政行為を内容とする狭義の法律関係とは明確に区別され、行政行為の効果として公法的性質を賦与されたり、法律上の他の原因によって公法的性質を帯びるにすぎない。(もっともこれとでも包括的本源的関係の一部が公法的性質をおびるにすぎないのだが。) 以上述べたことからすれば、権力関係について一般に私法の適用が排除されるというのも、包括的本源的関係について言う限り疑問としなければならない。⁽²⁹⁾

次に管理関係とは法が公共の福祉の実現という行政目的の達成に第一義的意義を認め、特殊の法的取扱いを認めている場合である。これを伝来的公法関係と呼ぶこともある⁽³⁰⁾。しかし、これは W・イエリネクのいう伝来的公法関係ではない。前に述べたように、イエリネクの伝来的公法関係は何らかの形で行政行為によって媒介された法律行為である。この点で通説のいう管理関係と伝来的公法関係とは異質のものというべきである。両者の共通点は、公益概念による公法関係の把握という点である。しかし、すでに単一理論の批判の際述べたように利益説による区分はマイヤー以来であり、公益概念のイデオロギー的性格がより直接的にこの区分に投影することになろう。これに対し、管理関係論は行政事件訴訟法 4 条の当事者訴訟を前提とする制度論だとの反批判が考えられる。しかし、このような制度論からしても、当事者訴訟の予定するのは個別的法律関係についてであり、何故に包括的な管理関係を考える必要があるのか明らかでないといわなければならない⁽³¹⁾。

以上述べてきたことからあきらかになったように通説的見解は依然として単一理論に固執しており、利益説の意識的無意識的な介入が指摘されよう。

展 望

さて、単一理論がこのように批判に耐えうるものでないとするれば、我々は請求権理論により、現代行政法の新たな法律構成を試みる必要がある。以下試論的に述べてみる。

個別的法律関係の内容としての行政行為がこれによって形成、変動、消滅する法律関係とは無関係であること、これは請求権理論の中心的テーゼとして評価さるべきものである。パッホフが行政行為から法律関係へ行政法体系の中心概念を移行させるべきだと主張していることから判るように、今後は行政行為とこれによって形成された法律関係との関連が問題となるであろうからである。行政行為中心の行政法体系は、まず行政行為以外の方法によって形成せしめられた法律関係を無視し、さらに形成された法律関係の実体法的拘束性はほとんど議論されることはなかったといつてよい。それはせいぜい行政行為の発動過程の瑕疵と関連する限りで論じられるにすぎないのである。しかし、租税

法にみられるような課税の構成要件といった行政実体法と、この実体法を実現すべき手続法は明確に区別さるべきである。こうした点から云えば、従来の行政法体系は実体法と手続法を区別しないアクチオの性格を強くもっていたというべきであろう。例えば行政行為の公定力をとり上げてみよう。通説によれば、公定力とは行政行為が一応適法性の推定を受ける効力とされる。しかし、この適法性の推定を受けるのは行政行為自体ではなく、形成された法律関係であり、何人も権限ある行政庁や裁判所によって取消されるまではこの法律関係を尊重しなければならないのである。ところで税法上の貸倒れ所得課税にみられるような後発的違法は行政行為は適法になされたのであるから公定力が生じるはずであるが、これは特殊の無効であるから公定力は生じないとされている⁽³³⁾。すなわち「行政行為の無効」ではカバー出来ないのである。しかして、これらの議論は行政行為のドグマにひきづられた結果であると云えないであろうか。そもそも公定力は形成された法律関係の早期安定性の要請とか、法律関係の画一的処理といった実体法的根拠があるのであり、形成された法律関係が公定力の実体的基準にてらして公定力を必要とする法律関係であるかどうか⁽³⁴⁾がまず吟味されなければならないはずである。そして、その上で個別的に行政行為の発動過程の重大かつ明白な違法が問われるべきではなかろうか。貸倒れ所得税はこの意味でまず公定力の実体法的観点に基づく「特殊の無効」であると考えられることも出来る。いずれにしても、このような場合は行政行為の効力論の射程距離外にあり、中心は形成された法律関係に移行しているのである。また、⁽³⁵⁾執行力は個別に法律的根拠を必要とする見解は、執行力が行政行為の効力ではなく、行政行為によって形成された法律関係に法が新に公法的効力を与えているということで説明できるのではあるまいか。さらに最も注目すべきものは行政行為の撤回についてである。塩野教授は行政行為の撤回とは本質は一度行政行為によって成立した法律関係を将来に向って新たな行政行為により消滅させるかどうかであり、撤回とするのは当初の行政行為によって、形成された法律関係が常に支えられているという不当前提があると指摘されている。形成された法律関係が当初の行政行為によって支えられているというのはまさにイエリネ

クの論理にみられたところであった。それは公法関係の不当な拡大であり、撤回の論理と共通するものがある。請求権理論は行政行為と形成された法律関係を峻別するのであり、撤回についてもこれは法律関係の新たな消滅という点から論ずることになろう。

以上のような考察から若干あきらかになったように請求権理論の行政行為と形成された法律関係を峻別する考え方は我々にのみり豊かな方法論を提示してくれるように思える。それは第一には行政行為の効力についてである。行政行為の本来的機能は一方的に法律関係を形成する形成権類似機能であり、その他の効力は法の明示または黙示の根拠により形成された法律関係に与えられた効力と考える可能性を示していること。（さらに形成権と同様、形成後、出訴期間後は消滅してしまうと考えることもできる。）第2に行政行為の手続法的拘束性と形成された法律関係の実体的拘束性の観点である。これらの点は現代行政法の最も中心的な問題であり、請求権理論はこうした問題に一つの示唆を与えているように思われる。

（註）

- （1） 我国の行政法学における公法私法二元論の理論状況は次第に整序されつつあるがその際、法律関係の概念自体にたち入ったものはなく、公法私法の限界事案についてはほとんどイデオロギーの様相を帯びている。さしあたり、公法上の不当利得とか公営住宅の利用関係等を指摘しておこう。
- （2） O. Mayer, *Deutsches Verwaltungsrecht*, Bd. I 3 Aufl. S. 113. なお、美濃部博士は *Rechtsinstitute* を法系と訳されている。美濃部訳、「O. マイヤー独逸行政法」238 頁
- （3） O. Mayer, *a.a.O.* S. 114.
- （4） この点については塩野「オットーマイヤー行政法学の構造」270頁
- （5） Kaufmann, E. *Verwaltung Verwaltungsrecht. Gesammelte Vorschriften*, Bd. I S. 133. カウフマンもマイヤーの *Rechtsinstitute* とは本源的関係であったとする。
- （6） O. Mayer *a.a.O.* S. 117 ff.
- （7） 現代行政法学が私法による行政を一つの中心的問題としていることは周知のことである。
- （8） 特に手続面で GVG 13 条の問題に集中的に現われることについては、塩野前掲

279頁 Kaufmann, *a.a.O.* S. 115 f.

- (9) マイヤーの利益説批判については, O. Mayer. *a.a.O.* S. 115 f.
- (10) Kaufman, *a.a.O.* S. 131 f.
- (11) *Ebenda.*
- (12) マイヤーはこれに対し明確に「我々の法制度は必然的に公法か私法かの単一的性質であり, 混合的制度は存在しない。」と述べている。O. Mayer, *a.a.O.* S. 145.
- (12) Kaufmann, *a.a.O.* S. 133. Goetz, *VerwRPflege*. S. 15. これは参照できなかった。
- (13) Fleiner, *Institution*, 8 Aufl. S. 120 f.
- (14) Apelt, *Der Verwaltungsrechtliche Vertrag* S. 132.
- (15) Hatschek, *Lehrbuch*. 8 Aufl. S. 15 f.
- (16) Walter. Jellinek, *Verwaltungsrecht*. 3 Aufl. S. 49.
- (17) *Ebenda.*
- (18) *a.a.O.* S. 53.
- (19) イエリネクは *Reichsabgabenordnung* 227 条の「租税事件においては通常裁判所への出訴は排除される。このことは支払われた租税や他の諸給付の返還請求にも妥当する」をその例証としている。
- (20) 彼は行政行為とこれによって形成された法律関係の緊密性を単一性, 転換, 清算というメルクマールで現わしたにすぎない。
- (21) Molitor. *Über öffentliches Recht und Privatrecht*. S. 54
- (22) *a.a.O.* S. 80.
- (23) *a.a.O.* S. 54 f.
- (24) *a.a.O.* S. 69 f.
- (25) ErnstWolf, “Zur Methode der Bestimmung von Privatem öffentlichem Recht”. *Festschrift für molitor*. S. 11.
- (26) Larenz. *JZ*, 62 105 ff (108, insbes, Anm 17)
- (27) Wolf “Zum Begriff des Schuldverhältnis”, in *Festschrift. für Herrfahrdt*, S. 199 f.
- (28) 田中二郎「行政法総論」214頁
- (29) 例えば農地買収処分に民法 177 条の適用がないといっても二重譲渡の場合は適用があり, 第三者が介在しないときは適用は問題とならないのだから, こうした論理はどれほどの意味があるのか疑問である。なお最判昭28.2.18参照
- (30) 田中 前掲 215 頁はこのように述べている。
- (31) 同旨, 杉村敏正「行政法講義」59頁
- (32) 塩野「紹介, O. バッハオフ, W. ブローム『行政の現代的課題と行政法のドグ

マティーク』法協91巻2号, 302頁

(33) 兼子仁, 行政法事例研究60頁

(34) 山内教授は行政行為のメルクマールとして早期不可争性をとり上げ, 第1に法律生活を早期に安定させる必要と第2に訴訟経済の理由をあげている。行政法論考40頁

(35) 市原教授は現行法上は法のとくに認める場合に限りて執行力が生ずると解するのが正当であろうと述べておられる。田上・市原「行政法上巻」95頁

(36) 塩野前掲 318頁

(筆者の住所; 小平市仲町644 有賀方)